

2025年1月24日
福祉部子ども政策局子ども未来課
担当：課長補佐 新田 洋子
電話番号：029-301-3243

改善勧告に従わない認可外保育施設「オレンジ保育室」について

土浦市が（※）2024年12月23日に標記施設に対し、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行いました。報告期限である本年1月23日までに改善報告書が提出されなかったことから、県は同条第4項に基づき、改善勧告に従わない施設名等を公表します。

※ 県は土浦市に対し、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、立入調査及び改善勧告の権限を移譲しています。

記

1 改善勧告を受けた施設について

- (1) 設置者 齋藤 秀介
(2) 認可外保育施設の名称等
- | | |
|--------|------------|
| 施設の名称 | オレンジ保育室 |
| 施設の所在地 | 土浦市大手町5-23 |
| 開所時間 | 20:00～4:00 |
| 設置届受理日 | 2024年3月11日 |

2 土浦市の改善勧告について

- (1) 改善勧告日
2024年12月23日
(2) 改善勧告に対する報告期限
2025年1月23日
(3) 改善勧告の内容

認可外保育施設指導監督基準の内容	当該施設の状況
保育従事者の数は主たる開所時間である11時間については、基準に定める数以上（※）であること。ただし、 <u>2人は下回ってはならない。</u> また、従事者の <u>おおむね3分の1以上は保育士又は看護師であること。</u>	無資格者1名での乳幼児を保育している日があった。

<p>(※) 基準に定める保育従事者の人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児概ね3人につき1人以上 ・ 1、2歳児概ね6人につき1人以上 ・ 3歳児概ね20人につき1人以上 ・ 4歳以上児概ね30人につき1人以上 	
安全計画を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。	安全計画を策定していない。
利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付すること。	書面等の交付がされていない。
雇用する職員に関する帳簿等の整備がされていないので、早急に整備すること。	労働者名簿、賃金台帳、資格証の提出を求めたが提出がないため確認できない。
保育している児童の状況を明らかにする帳簿等が整備されていないので、早急に整備すること。	児童票、利用記録等の提出を求めたが提出がないため確認できない。

3 施設名の公表に至る経過

- 2024年6月に、県市合同で立入調査を実施したところ、労働者名簿などの備える必要のある帳簿等がなく、運営実態の把握ができなかったため、文書指導を行い、改善報告書の提出を求めました。
- 県、市による再三の改善報告書の提出依頼にもかかわらず、提出がなされなかったため、10月4日及び31日に施設を訪問し、改めて改善報告書の提出を依頼しました。
- 依然として改善報告書の提出がなかったため、12月13日に市が立入調査を実施した結果、無資格者1名のみで乳幼児を保育している状況を確認し、基準に違反していることを確認したため、市は、12月23日に、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行いました。
- 報告期限である2025年1月23日までに改善報告書が提出されなかったことから、同条第4項に基づき、施設名等を公表することにより、改善を求めることとしました。

4 今後の対応

なお改善が図られない場合は、弁明の機会を付与した上で、茨城県社会福祉審議会の意見を聴いて、同法第59条第5項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖を命令することとなります。

なお、現在、施設に対しては、保育に従事する者の数及び資格の基準を満たせない時間帯は児童の受入れをしないよう、強く指導しております。

5 その他

本資料提供の内容は1月24日（金）午後4時に県のホームページに掲載します。

https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/kodomo/hoiku/r6ninkagai_kouhyou.html

【参考】児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

② （略）

③ 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第1項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

④ 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

⑤ 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

⑥～⑨（略）